

組換え DNA 技術応用飼料及び組換え DNA 技術応用飼料添加物の
安全性確認申請案件についての意見・情報の募集

平成 27 年 3 月 25 日
農林水産省消費・安全局

この度、「組換え DNA 技術応用飼料及び組換え DNA 技術応用飼料添加物の安全性確認申請案件」について、広く国民の皆様から御意見・情報を募集いたします。

本案については、今後、提出いただいた御意見・情報を考慮した上、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「飼料安全法」という。）に基づく安全性の確認を行うこととしております。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

(1) 組換え DNA 技術応用飼料及び組換え DNA 技術応用飼料添加物の安全性評価

組換え DNA 技術を応用することにより得られた農作物を利用した飼料（組換え DNA 技術応用飼料）及び組換え DNA 技術によって得られた非病原性の微生物を利用して製造された飼料添加物（組換え DNA 技術応用飼料添加物）については、飼料安全法の規定に基づき、家畜が組換え DNA 技術応用飼料等を摂取する際の安全性については農業資材審議会、組換え DNA 技術応用飼料等を給与された家畜からできた畜産物を人が摂取する際の安全性については食品安全委員会に対してそれぞれ意見を聴取し、その結果を受けて農林水産大臣が安全性の確認を行うこととされています。

(2) 農業資材審議会の答申

今般、以下の組換え DNA 技術応用飼料及び組換え DNA 技術応用飼料添加物の安全性確認の申請があり、農業資材審議会の意見を聴取した結果、同審議会から平成 27 年 3 月 2 日付けで家畜が当該飼料及び飼料添加物を摂取する場合に安全上の問題はないと判断する旨の答申がありました。

- ①「ATC1562 株を利用して生産された 25-ヒドロキシコレカルシフェロール」
- ②「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ 81419 系統」

2 意見・情報の募集

上記組換え DNA 技術応用飼料及び組換え DNA 技術応用飼料添加物について、農業資材審議会において、家畜が当該飼料及び飼料添加物を摂取する際の安全性が確認されたことを踏まえ、農林水産大臣が当該飼料及び飼料添加物の安全性の確認を行うに当たり、国民の皆様から御意見を募集します。

(1) 期限

平成27年4月23日(木曜日)(郵便の場合は当日までに必着のこと)

(2) 提出方法

次の(ア)から(ウ)までのいずれかの方法でお願いします。

(ア) インターネットによる提出

(イ) 郵便による提出

宛先：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

飼料安全基準班 武田 宛

(ウ) ファクシミリによる提出

宛先の番号：03-3502-8275

(3) 提出に当たっての留意事項

提出の意見・情報は、日本語に限ります。また、個人は住所・氏名・電話番号・メールアドレスを、法人は法人名・所在地を記載してください。なお、提出いただいた個人情報については、お問合せの回答や確認の連絡に利用しますが、個人や法人を特定できる情報を除き、公表する場合がありますので御了承願います。

提出に当たっては、「組換え DNA 技術応用飼料等の安全性確認申請案件についての御意見・情報の募集」の文字を、郵送の場合には封筒表面に朱書きで、ファクシミリの場合は件名として記載いただきますようお願いいたします。

なお、電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。また、いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

3 公示資料

(1) 安全性確認書

①「ATC1562株を利用して生産された25-ヒドロキシコレカルシフェロール」

②「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ81419系統」

(2) 入手方法

このホームページ(電子政府の総合窓口(e-Gov))で御覧いただけます。

また、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課においても配布しております。